



# いわなし 議会だより

発行 岩内町議会  
 編集 議会運営委員会  
 〒045-8555  
 北海道岩内郡岩内町字清住258  
 ☎ 0135-62-1011  
 FAX 0135-62-3465  
 メールアドレス  
 iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



北海道町村議会議員研修会（札幌コンベンションセンター）



第2回定例会報告.....	P 2
3会派の議員による一般質問.....	P 3～11
議会日誌.....	P 11



# 一般質問

6月17日、18日、3名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

齊藤雅子議員（公明党）

## 廃校となる中央小学校の活用方法について

### ■質問■

一、町として中央小学校廃校後の有効活用における、どのように考えているか。

二、広報等で活用方法を広く意見募集をしているが、現在までの件数、その主な内容は。

三、グラウンドの活用方法を、どのように検討しているか。

四、廃校後から利活用するまで、どのようなスケジュールとなっているか。

■町長■  
一、町民からの意見・要望を広く募集し、各部署からの要望を合わせて、職員による「岩内中央小学校活用検討会」の

中で十分に検討し、決定します。

二、現在、意見は一件で、「まちからの人口流出を止めるような使い方をして欲しい」というもので。なお、町民懇談会の開催も予定しています。

■再質問■  
グラウンドは、病院からも近い場所にあるが、ドクターヘリのヘリポートとしての活用はどうか。

グラウンドは、病院からも近い場所にあるが、ドクターヘリのヘリポートとしての活用はどうか。

一、町が管理する道路、橋梁、河川及び港湾の各施設の数量について。

二、老朽化が懸念される橋梁の経年数について。

### ■質問■

一、町が管理する道路、橋梁、河川及び港湾の各施設の数量について。

応策について。

一、平成二十四年度末で、道路は、町道の全路線数二百八十七路線、実延長百十km。橋梁は、全橋梁数三十五橋、コンクリート橋三十一橋、鋼橋

三、国、道が管理する同種の社会資本の現状について、町ではどのように把握しているのか。

三、国、道が管理する同種の社会資本の現状について、町ではどのように把握しているのか。

四、経年劣化を把握するための点検方法について。

四、経年劣化を把握するための点検方法について。

三橋、木橋一橋。河川は、普通河川数二十九河川、流路延長八十六km、次に、港湾の各施設は、防波堤十施設、延長四・二km、岸壁七施設、延長一・

防災・減災への取り組みと  
してのインフラの老朽化  
対策について

### ■質問■

一、町が管理する道路、橋梁、河川及び港湾の各施設の数量について。

応策について。

一、平成二十四年度末で、道路は、町道の全路線数二百八十七路線、実延長百十km。橋梁は、全橋梁数三十五橋、コンクリート橋三十一橋、鋼橋



二km、護岸九施設、延長一・五km、物揚場十二施設、延長二・四km、船揚場二施設、延長〇・四km、臨港道路二十三路線、実延長は九・四km、荷捌地八施設、面積八万八千m<sup>2</sup>となっています。

十四年が一箇所、経年数十一年が三箇所、経年数六年が一箇所です。北海道は、道道四路線の管理延長が九・四km、橋梁は、管理数四橋とも橋梁の経年数は、経年数五十年が一橋、経年数三十四年が一橋、経年数三十二年が一橋、経年数三十一年が一橋です。

河川は、二級河川野東川の一河川で、流路延長八・五kmです。

二十九年が八橋、経年数は十六年一橋、四年一橋です。

三、国は、国道二路線の管理延長十六・七km、

橋梁は、五橋でコンクリート橋三橋、鋼橋一橋、コンクリート橋と鋼橋の複合橋一橋であり、橋梁の経年数は、経年数五十四年が一橋、経年数四十六年が一橋、経年数三十七年が二橋、経年数三十年が一橋です。

トンネルは六箇所、管理延長八・四km、経年数三十年が一箇所、経年数

十四年が一箇所、経年数十一年が三箇所、経年数六年が一箇所です。北海道は、道道四路線の管理延長が九・四km、橋梁は、管理数四橋とも橋梁の経年数は、経年数五十年が一橋、経年数三十四年が一橋、経年数三十二年が一橋、経年数三十一年が一橋です。

河川は、二級河川野東川の一河川で、流路延長八・五kmです。

四、五、六、町が管理する道路、橋梁、河川及び港湾の各施設は、日常的に行うパトロールで経年劣化状況を把握し、適正な管理に努めています。

こうした中、橋梁の長寿命化計画を平成二十四年度に策定し、三十五橋のうち七橋について計画期間・十年、事業費・約一億二千万円で修繕工事を実施する計画にしていきます。

また、港湾施設も、平成二十四年度から直轄事業で老朽化対策事業を中心ふ頭で実施して

## パスポート（旅券）の申請・交付窓口の地元設置について

### ■質問■

岩内町でもパスポートの申請窓口を開設し、町民の利便性・負担軽減を、図るべきと考えるが、町長の所見を伺います。

### ■町長■

町で旅券業務を実施するには、専用機器の設置やプライバシーの保護に配慮した受付スペースの確保、さらには事務の厳格性が求められることから職員体制を整備することなどの課題があります。

こうした中、戸籍の記載事項を簡単明瞭に提供できるよう利便性を図るとともに、災害等による戸籍の滅失を防止するため、本年度から戸籍の電算化事業に着手する予定となつております。この事業を優先して実施します。

### ■再質問■

パスポート窓口の権限移譲に伴う交付金があり、支援措置が平成二十六年度中にシステムの稼働を予定しているが、二十七年の新庁舎の開設では交付金を受けることができないのではないか。

### ■町長■

権限移譲に関する財源の時間的制約等はあるものの、財源的な問題ではなく、開設への課題はプライバシーの保護及び事務の厳格性による職員体制の整備、そして何より戸籍の電算化を優先させることが重要であることから、平成二十七年度以降早い時期に取り組みます。



転に伴い受付スペースを確保できる見込みとなつてることや、先行して実施する戸籍の電算化は平成二十六年度中にシステムの稼働を予定しているが、二十七年の新庁舎の開設では交付金を受けることができないのではないか。

の時間的制約等はあるものの、財源的な問題ではなく、開設への課題はプライバシーの保護及び事務の厳格性による職員体制の整備、そして何より戸籍の電算化を優先させすることが重要であることから、平成二十七年度以降早い時期に取り組みます。

# 大田 勤議員（日本共産党議員団）

## 岩内町公営住宅等長寿命化計画、 用途廃止団地における住替え及び 建替え事業の実施方針について

- 質問■
- 一、岩内町の町営住宅条例第三条は何と明記しているのか。
- 二、公募住宅を大幅に抑制する計画は住宅条例第三条の趣旨に反するのではないか。
- 三、計画期間の公募は年間何戸を予定しているのか。
- 四、公募もしくは特定入居者は何を指すものか。
- 五、特定入居者を指すことにより公募数を増加させること。
- 六、単身者世帯、低所得者世帯の入居希望者は何戸であるか。
- 七、住宅に困窮する低額所得者に対し、住宅を供給するため町営住宅等を設置するという自治体の責任を果たす政策を実施するべきではないのか。
- 八、公営住宅法第一条の目的に沿った実施が求められていると思うがいかがが。
- 九、岩内町公営住宅等の家賃補助制度を創設し住宅困窮者への支援策を考えてはどうか。
- 十、住替え対象者が住み慣れた地域以外の町営住宅に住替えを行った場合、住宅施策の推進に関する方策の検討を進めます。
- 十一、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま
- 十年待つても入居できないことになるのではないか。この対策は考えているか。
- 十年待つても入居できないことになるのではないか。高齢者が安全に安心して日常生活を送るために、いつまでも暮らせる住まい・環境づくりとして建て替えを検討するべきではないか。
- 二、長寿命化計画で定めた用途廃止予定団地の入居者は、住宅の有無については住宅困窮者として該当しないが、住環境の観点からは住宅困窮者としての要件は満たしていないと判断できることから、本計画は町営住宅条例の趣旨に反するものではないと考えています。
- 三、計画期間内の年間公募戸数は、住替想定戸数と退去戸数実績などから年間四戸程度と想定しています。
- 七、八、老朽化が著しい町営住宅の既存入居者を住環境の観点から住宅困窮者として位置づけ、限られた空き戸の活用について検討を行ない決
- るため、町営住宅等を設置することを規定しています。
- 十、住み慣れた地域で高齢者が安全に安心して日常生活を送るために、いつまでも暮らせる住まい・環境づくりとして建て替えを検討するべきではないか。
- 二、長寿命化計画で定めた用途廃止予定団地の入居者は、住宅の有無については住宅困窮者として該当しないが、住環境の観点からは住宅困窮者としての要件は満たしていないと判断できることから、本計画は町営住宅条例の趣旨に反するものではないと考えています。
- 六、十三、入居希望者の対策は、町の事業全般を総合的に判断し、限られた財源で効率的な住宅施策の推進に関する方策の検討を進めます。
- 九、将来の管理戸数は、既存の町営住宅で住宅需要に対する対応が可能なと判断していることから、用途廃止予定団地については住替事業を基本方針として推進します。
- 五、計画全体の進捗状況や特定入居の申請状況などを把握しながら、限られた空き戸の効率的な活用を進めます。
- 十、住替え対象者が住み慣れた地域以外の町営住宅に住替えを行った場合でも、安心・安全に生活することができる住環境を提供していくことに努めます。
- 十一、計画期間内に町有地の確保が見込まれる、相生・野東南部・宮園エリアを想定していま



### ■町長■

- 一、住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給する

- 四、町営住宅の募集は広く一般から募集する公募方法を採用していま

- 五、特定入居者を指すことにより公募数を増加させること。

- 六、単身者世帯、低所得者世帯の入居希望者は何戸であるか。

- 七、住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給する

すが、最終的な建替団地のエリア等の決定は所管委員会等と協議・検討を行い決定します。

## 十二、借上公営住宅制度

は、管理の手法や借上げ期間完了後の移転先の確保など多くの課題があることから、実施状況の検証を行い住宅施策全般の将来展望や町財政の動向を見据えながら、協議・検討を進めます。



## 生活保護基準引き下げとその影響について

### ■質問■

一、今回の生活扶助基準の見直しの内容について町長はどう認識しているのか。

二、今回の削減は、これまでの貧困連鎖を打ち切るために各種取り組みを台無しにするものではないか。

三、就学援助制度の現状を維持していくために、国の財政扶助こそ必要

なのではないか。これら

の影響についてどう認識

しているか。

四、町民に負担を強いられる生活保護基準の引き下げはやめるよう国に対しても強く要請していくべきではないか。

五、この度の改正は、支

援が必要な人に對し確

実に保護を実施するとい

う生活保護制度の基本的

な考えが変わることでは

なく、引き続き「最後の

セーフティネット」としての機能を果たすための総合的な見直し措置であるものと認識しています。

## ■教育長■

### 三、国は、平成二十五

年度の対応として、要保護者と特別支援教育奨励あるものと認識しています。

二、今回の生活扶助基準額の見直しでは、既存事業の充実強化、専門学校等への就学支援等の他、支給額算出方法の改

正による就労意欲の向上も期待され、今後も多角的な支援体制が確立され、それが関連性を保つことで、貧困連鎖の防止の一助となっていくものと考えています。

も期待され、今後も多角的な支援体制が確立され、それが関連性を保つことで、貧困連鎖の防止の一助となっていくものと考えています。

なのではないか。これら

の影響についてどう認識

しているか。

四、生活保護制度の見直しのうち、生活保護基準額については、既に一定の方向性は示されているものと理解しております。町としては、今後も相談に来られた方々の目線に立った対応と道徳事務所への迅速な進達に努め、窓口対応においても十分配意したいと考えています。

五、この度の改正は、

支

援が必要な人に對し確

実に保護を実施するとい

う生活保護制度の基本的

## 大係制度の見直しについて

年

度の対応として、要保

護者と特別支援教育奨励者は、補助制度の中で影

響が無いよう対応するが

準保護者は市町村に見

直しの影響が及ばないよ

う依頼がありますが、見

直しの影響がないように

するには、町の財政負担

が生じます。

平成二十五年度は、対象者には影響が生じない

よう対応するが、次年度

以降は国の財政措置によつては検討が必要となります。

問題点克服はどのように

行われたのか。

### ■質問■

一、職員アンケートで「業務上の責任があいまいになつた」が一番目に高いが、大係制度を継続していくと判断した後の

問題点克服はどのように行われたのか。

二、五月号「広報いわ

ない」の誤記載の最終

チエックは契約上どちら

がするのか。

三、校正し修正した上、

最終的に、校了後の指示

はどこが出るのか。それ

とも印刷業者の責了か。

四、広報編集機器借り上げ料として五十三万五千円を予算計上している

が、この機器で広報編集

を印刷前まで編集するの

か。編集責任者は置いて

いるか。

五、業者が印刷後広報

力。

六、文書広報費・印刷費本費として五百二十二万五千円計上しているが誤印刷配布による補正是いくらを推計している

か。

七、今回の誤記載が発生した原因と改善方法を、どのように総括したのか。

八、こうした点での大

き度制度は見直しが必要ではないのか。

九、職員給与を引き下

げて、やる気を損ない、「職員の仕事に対する意

欲を高めることが重要」とか「財政事情から職員

の補充などが困難にな

る」と「職員不足を資

金精神面だけを捉え改善へと進めようとしているが

こうした大係制で職員が

の内容の確認者はいるの

精神面だけを捉え改善へ

と進めようとしているが

こうした大係制で職員が

希望を持つて住民対応が出来るのか。

十、今後、五年間の職員の退職数と職員募集などの定員管理計画はどのように考へているか。

十一、中途退職者及び早期退職者に対する職員補充など計画的な採用などはどのように考へているか。

十二、問題が多い大係制度の見直し、再編なども含め指揮命令系統がはつきりする係制に戻し改善を行う必要があると思うが所見を。

■町長■  
一、八、大係制を継続するに至った後、係長及び係員の意見を聴きながら、部長と課長が協議し、所管業務を主担当及び副担当に割り当て、事務分担報告書として提出することとしています。

主担当及び副担当の決定により、個々具体的の事務を処理する職員を明確にしており、合わせて、

毎年度、各担当に配置した職員の状況によって、事務担当を決定するなど、業務量の不均衡の改善を図っています。

二、五、印刷業者との契約により、最終的な納入検査は町担当職員です。

三、印刷製本の工程で町担当職員による最終校正を行い、担当課長が校了の指示を出しています。

四、町担当職員が印刷前までの全ての編集作業を行っています。また、編集・発行に関する責任者は総務部長です。

六、再配布に要した広報配布手数料三万三千七百六十八円は予備費等で対応します。なお、再印刷費用は、契約に基づき、印刷業者が負担しました。

七、この度の経過は、四月二十六日に広報五月号を配布人の方にお届け

無線でお詫びの放送を流し、四月三十日に入らため配布人に再配布したところです。

原因是製版時のミスによるものでした。町のデータ引渡し後のチェック体制の甘さが、配布人の方々や、誤記載の広報紙を受け取られた町民の皆様に、大変な混乱とご迷惑をお掛けしたこと

を、深く反省しています。その後の改善策として、編集、製版、印刷時における確認作業の徹底と、印刷後の最終校正、製本後の検査など、チェック体制を強化し、再発防止に努めています。

十、今後五年間の定年退職者は三十一名となっていますが、年金支給開始年齢が引き上げられるため、退職した職員を再度勤務させることができ、新たな再任用制度の制度設計や取扱い方針について検討を行っています。

九、大係制の導入目的

は、住民に対する機動性、

底辺からの十分な討議・

立案、より横断的な業務

処理としており、この目

的達成のためには、職員の資質の向上と意識改革、職員の仕事に対する意識を高めることが重要であると考えています。

「大係制の検証に関する報告書」で、大係制の具体的な九つの課題に対する改善方策についても取りまとめており、これらが理解・実施されるこ

とにより、大係制の有用性が發揮され、職員の住民対応の充実が図られるものと考えています。

十一、退職者の補充

は、翌年度の新規職員採用とし、臨時職員の採用又は退職した職員の職責によつては業務の兼務に

地区で各戸への配布を終えていたため、防災行政

が本年一月号の内容で印

刷されていることが判明

したため、直ちに回収作業を行いましたが、一部

地区で各戸への配布を終

えていたため、紙面中三ページ

の資料の向上と意識改

革、職員の仕事に対する意

欲を高めることが重要

であると考えています。

十二、事務分担報告書

の作成や、主担当及び副

担当の決定により、個々

具体的の事務を処理する職

員を明確にするなどの改

善により、一定の指揮命

令系統は統一されている

ことと考えていますが、大

係制の導入目的の一つで

ある住民に対する機動性

を取りまとめており、これ

らが理解・実施されるこ

とにより、大係制の有用

性が發揮され、職員の住

民対応の充実が図られる

ものと考えています。

十二、事務分担報告書

の作成や、主担当及び副

担当の決定により、個々

具体的の事務を処理する職

員を明確にするなどの改

善により、一定の指揮命

令系統は統一されている

ことと考えていますが、大

係制の導入目的の一つで

ある住民に対する機動性

を取りまとめており、これ

らが理解・実施されるこ

とにより、大係制の有用

性が發揮され、職員の住

民対応の充実が図られる

ものと考えています。

十一、退職者の補充

は、翌年度の新規職員採

用とし、臨時職員の採用

又は退職した職員の職責

によつては業務の兼務に

より対応しています。

十一、退職者の補充

## 国による公務員給与

## 削減要請について

質問

して地方交付税法第一条  
自治体の「行政の計画的  
な運営を保障する」財源  
保障機能から見て町長は  
この要請をじのうに受け止めていふのか。

六 給与の引き下げによる地域経済へのマイナス効果や影響はどのようになると考えているのか。

町の税収減に繋がる判断を下したことになるが所を見た。

この度の国からの要請は、東日本大震災を契機とした防災・減災事業への積極的な取組みや地域経済の活性化が喫緊の課題であり、迅速に、かつ的確に対応していくことについての理解をしてい

五、本年度の当初予算  
編成時ににおける総務大臣  
通知に基づく試算値で  
は、約四千四百万円が減  
額になると試算していま  
す。

また、ラスパイレス指  
数を九十五・四とした場  
合の給与の影響額は、約  
三千八百万円と推計して

なかつた場合の値又は  
一〇〇まで下げていただ  
くこと」と要請されてお  
り、国の要請に沿いなが  
らも、町職員給与の実情  
を考慮した給与減額支給  
措置を行うこととし、そ  
の旨、職員組合に提案し  
ました。

二、地方六団体の抗議は自治体の長として当然の事と思うが、こうした立場と公務員給与削減を町職員に要請する整合性は。

三、岩内町の直近のラスパイレス指数は。

四、国がいう国家公務員を一〇〇として七・八%削減分を反映させたラスパイレス指数は。

八、税収ではどの程度の減収になると推計しているのか。

九、地方公務員の賃下げを撤回し民間と公務の賃下げの連鎖による所得の減少を断つことが求められていると思うがいかがか。

十、町長は、職員給与削減と関係労働者の賃金の引き下げを誘発させ地域経済に甚大な悪影響や影響は町としてどのよに推計しているのか。

十二、国が一方的に下  
げ幅を決め、実施を強制  
するなどを前提としてい  
うから不十分である。

二、地方六団体の要請には、地方自治体の長として共通の認識をしていきます。

三千八百万円と推計して  
います。

十一、給与に関する条例改正の提案権は、地方公共団体の権限であることから、総合的に判断し、必要と認める場合には、自治体として判断し、条例の制定・改正を議会に提案するものであると考

町長

## ■町長■

支給措置を行うこととし、その旨、職員組合に提案したものです。

九、総合的に判断し、職員組合に対し提案したものですが、今後、今回のような要請がなされることがないよう、国の動向について、注視します。

て、国の対応や状況に  
よつては、関係団体と連  
携しながら、必要な要請  
等を行います。

で、地方自治の本旨の実現に資すとともに、地方公共団体の独立性を強化

四、国家公務員の時限的な給与改定が無かつた場合の指數指數は、九十五・四です。

十一、国の要請の総務省  
通知において、「国の給  
与減額支給措置によりラ  
スパイレス指数が相対的  
に上昇した分を国家公務





■町長■

現在の安全協定の内容では、再稼働が事前了解事項の対象にはなっていませんが、新たな規制基準の詳細を踏まえた中で、ご質問の設備を含む、再稼働のための個々具体的な安全対策等が、事前了解事項に該当するのか、疑惑が生じた場合は、協定当事者間で協議することになっています。

■再々質問■

安全協定二条の事前協議の対象になっていないのであれば、安全協定を改正すればいいのではないか。

■町長■

新たな規制基準の詳細を踏まえた中で、再稼働のための個々具体的な安全対策等が、事前了解事項に該当するかどうか、疑惑が生じた場合には、協定当事者間で協議することになります。

## 議会日誌

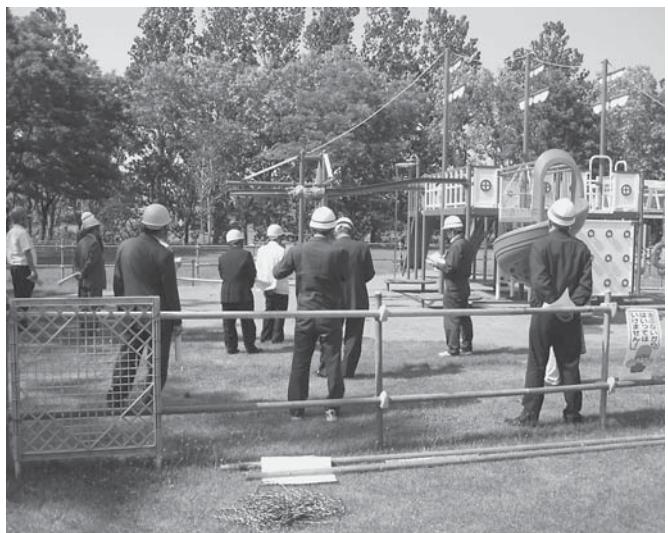
- 4月2日 各保育所入所式  
4日 役場庁舎問題特別委員会  
5日 各小学校入学式  
5日 建設産業委員会  
8日 各中学校入学式  
8日 岩内高等学校入学式
- 6月3日 社会文教委員会  
4日 建設産業委員会  
6日 総務委員会  
7日 議会運営委員会  
10日 第1回定例会招集  
17日 第1回定例会再開 20日まで  
27日 北海道町村議会議員研修会

- 5月13日 社会文教委員会  
14日 建設産業委員会  
15日 総務委員会  
16日 各派代表者会議  
17日 議会運営委員会  
20日 第1回臨時会  
21日 議会活性化委員会  
27日 原子力発電所問題特別委員会

- 7月1日 建設産業委員会  
4日 議会活性化委員会  
12日 後志議会議員パークゴルフ大会  
13日 新庁舎地鎮祭  
17日 社会を明るくする運動街頭パレード  
25日 北海道自動車横断道黒松内・  
小樽間建設促進シンポジウム  
26日 原子力発電所問題特別委員会



7月13日 新庁舎地鎮祭



7月1日 建設産業委員会現場視察



## 議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。  
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

### 編集後記

「議会だより百二十一号」をお届けいたします。第二回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になつて、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができますので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

連日テレビのニュースで熱中症で倒れ、救急車で運ばれていく様子を目にします。

皆さん、水分補給を十分にし暑い夏を乗り切りましょう。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。